

令和3年 第2回 東神楽町農業委員会総会議事録

1. 日時 平成3年2月24日(水) 15時00分 から 15時53分

2. 開催場所 東神楽町役場 2階 研修室1

3. 出席委員 12名

会長	12番	小足 幸久
会長職務代理	1番	島田 謹介
	2番	蒔田 義仁
	3番	前田 哲也
	4番	伴野 善清
	5番	野々瀬 浩司
	6番	岸本 昌延
	7番	大柿 誠
	8番	安藤 有一
	9番	栗本 豊美
	10番	伊藤 伸也
	11番	藤田 尚弘

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 報告第1号 農業委員会の概況報告について

第3 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

第4 報告第3号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

第7 議案第3号 農業経営基盤強化法促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第8 議案第4号 あっせん委員の指名について

第9 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 長野 泰定

主事 土田 洸佑

開会

事務局長

それでは大変皆さん、お疲れ様です。本日は岸本昌延委員が東和の理事会ちょっと重なっていますので、欠席ということで届出、出ております。只今の出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、東神楽町農業委員会、総会を開会いたします。農業委員会憲章を朗読いたします。ご起立願います。今日は1番目になります。私に続いて朗読願います。ひとつ、農業委員会は、農業・農業者の代表として誇りと責任ある行動に努めます。ご着席ください。それでは、会長からごあいさつをいただきます。

あいさつ

会長

それでは、総会に先立ちまして、第2回、通算709回の総会の開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。ですね。時期も春まじかになってまいりましたですね、皆さんそれぞれ仕事を抱えてるかと思えますけれども、お忙しい中総会にご出席いただきましてありがとうございます。例年でありますとですね、この時期3町合同研修会ってことで東川、美瑛町ということで研修会があるわけなんですけれども、コロナの関係で中止ということですね、今回は中止という形になっております。昨年であればですね、昨年これから行われた総会であったりとかですね、殆どですね、書面議決で行われていたわけなんですけれども、今年は大分コロナの情報が分ってきたということもありますので、総会のほう部会の総会であったりそういう総会のほうもですね徐々に改善されているということでございます。我々、農業委員会といたしましてもですね、今年は道内研修ということで、これから研修のほうも予定もですね組んでいかなければならないと思っておりますけれども、このままの推移であればですね、道内研修も可能かなと思っておりますんで皆さんも多々、期待しています。で、ですね、この間国営がですね、推進委員会の、推進協議会ですか、そちらのほうの会議出てまいりましたけれども、工事3年目ということですね、166ヘクタールが国営事業が完了したということで、全体の11パーセントの工事が完了したということになっています。ということで、中央下地区ですね。西地区というか、下地区のほうですね、メインにやってるんですけれども、国営事業終わって土地が広がったから皆さん田んぼ作るのかと思いきやですね、思いのほかですね、転作の方が多いと。なかなかお米を作る人がなかなか厳しくなっていく、厳しくなってる時代なのかなと思います。またですね、このコロナ禍ですね、様々な商店、飲食店がですね、営業をやめているとかで、時間短縮であったりとかですね。消費のほうがですね我々としても伸びないという形になっておりますので、農家といたしましても、価格のほうがですね、なかなか安定しないということでちょっと心配な1年ではあるんですけれども、我々としても食料を届けるというような農業の仕事がございますので、ちゃんとやっていきたいなと思っておりますので、頑張っていきたいと思っております。本日もですね、案件あんまり多くありませんけれども、慎重審議のほどをよろしく願います。

会議録署名委員

会長

それでは<日程第1> 会議録署名委員の指名について、本日は11番、藤田委員。1番、島田代理。

【報告】概況報告

会長

続きます<日程第2> 報告第1号 農業委員会の概況報告について、事務局よりお願いし

ます。

土田主事

はい。それでは概況について報告させていただきます。2月8日、あっせん委員会が行われ、島田代理、伴野農地部会長、大柿委員、栗本委員が出席されております。続きまして2月16日、旭東東神楽地区国営事業推進協議会役員会が行われ、小足会長が出席されております。以上です。

【報告】農地法第5条第1項第7号の規定による届出

会長

<日程第3>報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局より報告願います

土田主事

はい。それでは、報告をさせていただきますが、この件については出てくるのは改正になってから初めてになると思いますので、軽くご説明を先にさせていただきたいと思います。今回の件、何の件かというところとざっくり言って転用の案件になります。で、転用という言葉自体ですが、農地を農地以外のものにするのを転用と言います。で、今回の案件については、まあ住宅を建てるためということであがってきているんですけども、その転用というのが、その、どこで転用を行うのかというところと届出なのか許可申請なのかということによって変わってきます。で、許可申請と届出の違いというのは、まず許可申請につきましては、また農業委員会の中で一つ一つ要件を確認して、それで転用の、ここにとまるので大丈夫だねということによって許可を下すということになるんですけど、届出というのに関して今回出てきた届出ですね、というのに関しては指定の内容を書いてその様式を届出さえすれば、許可ではなくてその届出書を出した時点ですね、受理された時点で、許可相応というものになるというような内容になっております。で、その、許可申請と届出どこでその違いが出るのかというところなんですけど、基本的には場所なので、届出というのは市街化区域と呼ばれているこの辺であれば市街地であったり、ひじり野地区であったりというところにある農地を農地以外のものにする際には届出によって事足りるということになっております。というのも、市街地の中にまあぼつんとある農地というのをずっと守っていても仕方がないということに由来していると思うんですけども、そのような場所に存在する土地については届出であって正しいというか、計画がちゃんとしていけば、許可の審議をするまでもなく届出で転用可能ということになります。はい。で、後は、ごめんなさい。最後補足になるんですけど、転用にも農地法の4条と5条ということで、分れているところがあるんですけど、ざっくり申しますと、4条転用というのが自己転用というもので、自分の土地を、自分で作ってる土地を自分のために転用することを4条の転用と言います。で、5条の転用というのが、自分以外の誰かの土地を使って、自分のために物を建てる、農地以外のものにするというものを5条転用と言います。はい。すごい、ざっくりなんですけど、そんな違いで今回は5条転用ということで、内容ちょっと話しちゃうんですけど、〇〇さんの土地を〇〇さんという方が所有権移転ということなので、権利をもらってその土地をもらってそこに家を建てますということになるので5条転用ということになっております。はい。内容に移らせていただきます。6番です。〇〇。地番〇〇。地目「田」。面積338㎡。こちら民有地となっております。転用の目的といたしましては住宅建築のため。内容といたしましては、戸建住宅、駐車場、物置、庭を設置する予定となっております。こちら農用の、農振農用地区域外で、市街化区域内となっております。用途指定といたしましては、第一種高層住居専用地域。土地の所有者が吉尾ハマ子さん。転用者が〇〇さん。こちら、所有権移転で、令和3年1月26日に受理をし、その旨を令和3年1月26日に通知しております。以上です。

【議案】農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告

会長

続きまして<日程第4>報告第3号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、事務局より説明願います。

土田主事

はい。それでは農地所有適格法人の定期報告についてご報告をさせていただきます。これ、前回あった時にちょっとご説明していなかったと思うので、軽く説明、何故これをするかということで説明させていただきます。まず、農地所有適格法人というものは何かということなんですが、簡単に言うと農地の権利を持てる法人ということになっております、一般の法人は基本的に農地の権利を持つことができなくて所有権、自分で実際にその権利を得ることもできないし、借り受けることも基本的にはできないことになっております。で、その農地所有適格法人になるためにはどうしたらいいのかということの中で、様々な要件があって、形態要件と呼ばれている、その会社は株式会社なのか、合資合同合名会社なのか、特例有限会社なのか、農事組合法人なのか、というようなところであったり、後はその構成員って言ってその、法人を構成してる方々ですね、の要件、何日以上農業に貢献してることだよとか、後はこの農地の提供をちゃんとしてるんだよとか、役員の中でどれだけ働いててどれだけが作業に従事してるのかという内容があります。で、それを満たし続けてないと農地所有適格法人として形を保つことができなく、そのまま続いてしまうと農地自体持たなくなってしまうということなので、毎年こうやって要件の確認のために、定期報告をいただいているということになります。はい。細かい要件につきましてはまた、気になる所があればお話させていただこうと思います。はい。それでは、番号1番です。〇〇。経営面積29.9ヘクタール。形態要件といたしましては、特例有限会社となっております。事業要件といたしまして、生産する農畜産物は小麦。それ以外の事業は行っておりません。構成員要件といたしまして〇〇、250株。農業従事日数200日。〇〇さん、250株。農業従事日数は200日。業務執行役員要件といたしましては〇〇さん、代表取締役。農作業従事日数は200日。〇〇さん、取締役。農作業従事日数は200日となっております。続きまして、番号2番です。〇〇。経営面積14.9ヘクタール。こちら株式会社となっております。生産する農畜産物は米、ピーマン。関連事業、農業以外の事業はございません。構成員要件といたしましては、農業関係者として〇〇さん、15株。農業従事日数、150日。〇〇さん、10株。農業従事日数270日。〇〇さん、10株。農業従事日数270日。〇〇さん、8株。農業従事日数270日。以下につきましては農業関係以外の方となります。〇〇さん、15株。〇〇さん、1株。〇〇さん、1株。次のページに移りまして、〇〇さん、1株。〇〇さん、1株。〇〇さん、1株。〇〇さん、1株。〇〇さん、1株となっております。前のページに戻りまして、業務執行役員要件といたしまして、〇〇さん取締役。農作業従事日数150日。〇〇さん、取締役。農作業従事日数270日。〇〇さん、取締役。農作業従事日数270日。〇〇さん、代表取締役となっております。こちらの件に関してなんですが、内容について少し、掘り下げていきたいと思っております。まず、構成員要件というところなんですが、ここで重要になってくるのがその議決権というものになります。議決権というのは何かというと、この何株、何株、何株ということで、ご説明させていただいたんですが、株式会社においては、この株数が多い方が持っているものについて議決権となりますので、〇〇さんでいうと議決権は15持っているということになってきます。この中で大事になってくるのが、農業関係者が構成員の中の半分以上の議決権を有していることという

のが1つの要件になってきます。ですので、この農業関係者っていうのが何を出資しているかっていうことになるんですが、まず、労働力ということで農業従事日数が150日以上であるということ1つ。後はその、農地を貸したりだとか、寄付したりということで、こちらはなかなかないんですが、そういう農地を提供している個人であるだとか、後はその〇〇さんだとかいうところになってきます。今回の件に関しましては、農業関係者以外の方のほうが人数は多いんですが、株の数としては、農業関係会社のほうが多いということで過半を超えておりますので、形態的には問題が無いということになります。また、続いての業務執行役員の要件につきましては、この役員になってる方、今回でいうと〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの4名になっているんですが、この半分以上ですね、が、出資しているということなので構成員であって、且つ農業に従事している方ということになります。なので、役員が4名いる中で、農業に従事されてないのは代表取締役の〇〇さん以外は農業に関係しているということになりますのでこちらは1つ要件がクリアとなります。もう1つが、この中で一人構成員であって且つ農業従事日数が、あ、違う。役職についていて、農業従事日数が150日あって、更に、農作業従事日数が60日を超えてる方がこの中に最低一人必要になります。ということで、この中にそれを満たすのは、久保さん、安藤さん、八島さん、3人いるので、一人以上いればOKという部分についてクリアしているということになります。という見方をしていくのが、法人の内容になります。後、他の部分の経営面積については特段要件はありませんし、形態要件につきましては先ほどお話しさせていただいた株式会社か有限会社か、合資会社、合同会社、合名会社、若しくは農事組合法人であればその要件を満たします。で、最後事業要件ですね。そちらだけちょっとまあ、なかなか出てくることは無いんですけども、事業要件というのが、その法人の行う事業が農業に関係する者が半分以上売上げを占めていなければならないというようなものになります。今回でいう〇〇さんでいうと、報告あがってるものとしては米とピーマン生産ということでその他の農業以外のものが上がってきておりませんので、自動的に過半というか100パーセントということになりますので問題ないことになります。これでよく出てくるのが、〇〇さん等々については、農畜産物の生産の他に何でしたっけ着付け教室でしたっけだとかそういった別の事業をやっているんですけども、そこら辺の別の事業が農業の売上げを越していなければ事業要件を満たすということになってきます。はい。ということで、ちょっと補足でした。というわけで7ページご覧ください。はい。それでは番号3番です。〇〇。経営面積が26.2ヘクタール。形態要件といたしましては、特例有限会社。事業要件といたしまして、生産する農畜産物はトマト、水稲、麦。農業に関連する事業といたしましては直売場となっております。構成員要件といたしまして、〇〇さん、18株。農業従事日数、250日。〇〇さん、7株。農業従事日数180日。〇〇さん、15株。農業従事日数150日。〇〇さん、15株。農業従事日数150日。業務執行役員要件といたしまして、〇〇さん、代表取締役。農作業従事日数、250日。〇〇さん、取締役。農作業従事日数180日となっております。はい。続きまして、4番です。次のページです。番号4番です。〇〇。経営面積59.2ヘクタール。形態要件といたしましては株式会社です。生産する農畜産物といたしましては、米、秋小麦、小豆、ビート、スイートコーンとなっております。構成員要件といたしましては〇〇さん、151株。農業従事日数250日。〇〇さん、149株。農業従事日数、200日。業務執行役員要件といたしまして、〇〇さん、代表取締役。農作業従事日数240日。〇〇さん、取締役。農作業従事日数120日となっております。最後です。番号5番。〇〇。経営面積2.6ヘクタール。特例有限会社です。生産する農畜産物は小麦。

構成員要件といたしましては〇〇さん、1株。農業従事日数、150日。〇〇さん、1株。農業従事日数、180日。〇〇、598株。業務執行役員要件といたしましては〇〇さん、代表取締役。農作業従事日数、150日。〇〇さん、取締役。農作業従事日数、180日となっております。以上です。

会長

報告に代えさせていただきます。

【議案】農地法第18条第6項の規定による通知

会長

<日程第5>議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明願います。

土田主事

はい。それでは解約についてご説明をさせていただきます。番号43番です。貸主〇〇外1名。借主〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか3筆。合計面積が30,875㎡。解約の成立日が2月1日。土地の引渡日が2月25日。こちら、合意解約で、契約整理のための契約となっております。当初契約期間や法令につきましては、まず、法令につきましては基盤強化法なんですけど、こちら、契約が2つに分かれておりまして、〇〇、〇〇が平成24年3月29日から令和4年3月31日までの10年間。で、その下2つ、〇〇と〇〇につきましては、平成27年3月31日から、令和7年3月30日までの10年間の賃貸借となっております。こちらの件につきましては、〇〇さんという方と賃貸をしていたところではあったんですけども、亡くなりまして、その後、相続されたのが〇〇さん外1名ということで2人で相続されております。で、この後また賃貸の内容で出てくるんですけども、契約が3つに分かれておりまして、今回、その内の1つがですね、契約の満期を迎えて再契約をするにあたり、全部の契約をまとめて1本にしてしまった方が分かり易いということで、今回解約がかかっております。以上です。

会長

農地法第18条第1項に係る許可を要しないものであることが確認できたため、適法な解約といたします。

【議案】農地法第3条の規定による許可申請

会長

<日程第6>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。

土田主事

はい。それでは農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明願いたします。番号17番です。所有権移転です。売主が東神楽町。買主が〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」。面積が528㎡となっております。買主の経営状況につきましては294,577.30㎡を耕作されております。労力総数は2名です。対価といたしましては、23,250円。反当にして44,000円となっております。申請理由といたしましては譲受人の耕作地の一部に含まれているため、譲渡したいということとなっております。こちらについてなんですけど、先月の総会でもかかりました〇〇さんとの売買の中で、近くを売買した例があったんですけども、図面で言いますと、2ページ目、3ページ目をご覧いただければと思います。先日ですね、〇〇さんと売買した部分というのがこの〇〇ということで今回の対象地の上の部分が〇〇さんが所有されていたところで、その下の部分の〇〇、今回の部分については何故か町有地になっていたということですね。で、今回売買があったので、せっかくなので整理してはどうでしょうかということで、今回、払下ということになっております。そしてこちらの反当価格の44,000円についてですが、実際は水張面積にして150,000円にして計算しております。というのがこの〇〇、

〇〇の〇〇です。ねを売買した時にこちらの反当価格は150,000円で動いたというところで、この下の〇〇の部分も若干ですが、水張面積、耕地図のかかっている部分がありまして、そこに150,000円をかけて合計が23,250円。それを登記簿面積で割り返した時に、反当44,000円ということになったので、44,000円というふうに記載をしております。以上です。

会長

担当、大柿委員。

大柿委員

はい。只今、事務局のほうで説明のあった通りでございます。〇〇と〇〇さんの中の中のあせんの中で売り買いの中の図面の中で発見されてしまいまして、発見されたという案件でありまして、今回〇〇のほうの〇〇さんのほうが売り買いの中で求めておりますので、ちょうど共有地のほうがあんこというか間に入ったような恰好になってしまったので、町のほうには払下をしていただきまして、これ1枚が関わるような案件でございます。特段問題はないと思いますけど、よろしく願いいたします。

会長

担当委員の説明が終わりました。何かご質問、ご意見はございませんか。

各委員

(なしとの声)

会長

はい。無ければ決定いたします。

【議案】農業経営基盤強化法促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定

会長

続きます。<日程第7>議案第3号 農業経営基盤強化法促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。所有権移転及び利用権設定の新規案件は1件ごとに審議し、継続案件については変更点のみ説明致します。では、事務局より説明願います。

土田主事

はい。それでは農用地利用集積計画の決定についてご説明をさせていただきます。所有権移転関係からです。はい。

会長

第15条に規定によりまして、〇〇委員の退席を求めます。

土田主事

はい。それでは番号22番です。所有権の移転を受ける者〇〇さん。所有権の移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」。面積が12,197㎡。こちら売買となっております。所有権移転日は本日。対価の支払い期限につきましては3月31日までとなっております。売買価格につきましては、5,600,000円。反当価格は田で500,000円となっております。以上です。

会長

担当、島田代理。

島田代理

はい。今、事務局のほうから説明があった通りですけれども、2、3点補足させていただきます。で、まず、ここの、ああ、すみません。こちらの土地なんですけれども、こちらが元々〇〇さんの土地ではありましたが、これはベストムができるという時の代替地として、〇〇さんがこちらに土地を所有したものであります。で、こちら所有してから、今〇〇さんのほうが経営をなさってますけれども、以前より〇〇さん、親の代からこちらのほうを賃貸されてましてもう20年以上賃貸ということで、相手方には〇〇さんでいいんじゃないかということから始まりまして。価格なんですけれども、価格今、こちらのほうで今、反当500,000円と出ていますけれども、こちら500,000円の設定なんですけれども、当時、ここの地区、一番いいところで、水張450,000円という設定がだいたいであります。ですけれども、こちらの土地ですけれども、まず、条件がいい。水張に、が、今、1町1反2畝ですか。なんですけれども、これが2筆。2筆というか、2つの田んぼ。やや1個6反、広く6反の田んぼで、広く真四角で非常

に作りやすいということと、農道と水利が個人で全部揃ってる。農道が自分のところだけ。ほかと共用しない。そして、水もすぐ本線に流してる。そこからすぐ取ってきて水もすぐ入るということで、土地条件も水張も日当たりもよく、非常に良い土地ということで、三者を交えながら価格の設定をさせていただきましたところ、500,000円。ちょっと通常よりは1割ほど高いんですけども、500,000円で売り買い。どちらも納得した中での500,000円ということで設定させていただきました。問題ないと思いますけれども、慎重審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

会長 担当委員の説明が終わりましたが何かご質問、ご意見はありませんか。

各委員 (なしとの声)

会長 無ければ決定いたします。続きまして、番号23番。

土田主事 はい。それでは、続いて23番です。所有権の移転を受ける者〇〇さん。所有権の移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「畑」。面積が2,072㎡。こちら売買となっております。所有権移転日は本日。対価の支払い期限は3月31日までとなっております。売買価格につきましては、248,000円。反当価格につきましては畑で120,000円となっております。以上です。

会長 はい。担当、大柿委員。

大柿委員 はい。只今、事務局のほうで説明があった通りでございます。〇〇さんにおかれましては高齢ということで、耕作のほうを断念というか辞める段階で相談されたんですけど、図面の中で〇〇というところ〇〇さんが耕作されておりまして、L字にはなるんですけど、耕作はあの、畑を続けてくれということで、〇〇さんのほうに相談したところ、買っていただけたという案件でございます。〇〇さんにおかれましては後継者もおりますし、特段問題は無いかと思っておりますけど、よろしく願いいたします。

会長 担当委員からの説明が終わりましたが何かご意見ご質問ございませんか。無ければ決定いたします。続きまして、利用権設定関係、78番。

土田主事 はい。それでは利用権設定です。78番。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者、公益財団法人北海道農業公社。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか7筆。合計面積が61,990㎡。こちら貸借権の設定で賃貸借となっております。利用権の設定の始期につきましては、2月24日から令和7年12月23日までの5年間となっております。賃借料につきましては381,000円。こちらは〇〇さんが買入された時の19,050,000円の2パーセントを設定しております。以上です。

会長 担当、安藤委員。

安藤委員 はい。こちら公社の案件でございます。土地のほうなんですけれども、〇〇区〇〇さんの土地ということで、場所が地図は6ページになりますが、どの、3つの団地が分かれていますけど、どの団地も農道を挟んで、真向かいが〇〇さんということで、優先順位として〇〇さんが一番最初に指名させていただきました。今回その話を持って行った際、まあ、この団地全て3つとも〇〇さんが買いたいということで、話がまとまり、今回の公社の契約の形になりました。で、〇〇さんですか。〇〇さん、経営を先代から受け継ぎまして誠実な農業をされているところであります。特段問題は無いかと思っておりますが慎重な審議をよろしく願いいたします。

会長 担当委員の説明が終わりましたが何かご意見ご質問ございませんか。無ければ決定いたします。番号79番。

土田主事	はい。それでは79番です。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者、公益財団法人北海道農業公社。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか7筆。合計面積が45,879㎡。こちらも貸借権設定の賃貸借となっております。利用権の設定期間につきましては、本日2月24日から、令和7年12月23日までの5年間となっております。賃借料につきましては388,800円。こちらは前所有者〇〇さんの買入案件の際について売買価格19,940,000円の2パーセントを設定しております。以上です。
会長	担当、野々瀬委員。
野々瀬委員	はい。昨年、〇〇、〇〇さんから発行した公社案件となっております。〇〇さんが、今回も菜種作付けされているということで、適正だということで〇〇さんを指名させていただきました。公社から5年事業で賃貸借をする案件になりますが、地域の中核的存在のつてもありますし、30代の後継者もおりますので、問題無い案件かと思いますが、慎重審議のほうをよろしくお願ひします。
会長	担当委員からの説明が終わりましたけれども、何かご意見ご質問ございませんか。
各委員	(ないとの声)
会長	はい。無ければ決定します。続きまして、番号80番。
土田主事	はい。それでは、番号80番です。利用権の設定を受ける者〇〇さん。所有権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか31筆。合計面積が50,514㎡。こちらも貸借権設定の賃貸借となっております。利用権の設定期間につきましては、令和3年3月1日から令和13年2月28日までの10年間となっております。賃借料といたしましては、636,000円。反当価格は田で13,000円となっております。こちらの件ですが、〇〇さんの〇〇さんと〇〇で元々賃借をしていたものが今回、10年間の満期を迎えることで更新になったんですけれども、今回、〇〇さんに貸し代えるというような案件になっています。それに伴いまして、〇〇さんの経営移譲年金の関係で期間は10年ということで設定をさせていただいております。はい。以上です。
会長	担当、島田委員。代理。
島田代理	はい。今、只今、事務局のほうから説明があった通りですけれども、多少、補足説明させていただきますと、〇〇さんなんですけれど、〇〇さん、農業を高齢ということで退任されたのち、〇〇さんのほうに貸しまして、その〇〇さんも作業委託して初めから〇〇さんのほうに作業委託をお願いしていた次第でございます。で、こちらの土地なんですけれども、非常に見ても分る通り非常にこの地番が入り組んで非常に分りづらいんですけど、農地に関してはここまでは大変ではないんですけれども、一部やっぱり、高低差があったりしてなかなか作りづらい。そして、山際ということで三分の一くらい非常に影になっている。昼頃には大分日陰になる、そういうところでございます。で、〇〇さんにおかれましても、今までずっとこちらの土地を作り続けていて、使い勝手も分ってらっしゃるので上手に作ってらっしゃいます。で、相手方としては〇〇さんということで選ばせていただきましたが、〇〇さんのほうに関しましても、後継者も入ってきておりまして、そちらのほうに関しましても、問題は無いと思いますけれども、慎重審議のほどをよろしくお願ひいたします。以上です。
会長	はい。担当委員の説明が終わりましたけれども、何かご意見ご質問ございませんか。
各委員	(ないとの声)
会長	無ければ決定いたします。81番。

土田主事 はい。それでは続きまして、81番です。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設置をする者〇〇さん。所在字東神楽。地番〇〇。現況地目「畑」ほか6筆。合計面積が1,975.15㎡。こちらも貸借権設定の使用貸借となっております。利用権設定期間につきましては、同じく令和3年3月1日から令和13年2月28日までの10年間となっております。こちら使用貸借なので、無償となっております。先ほどの件なのですが、元々〇〇さんと賃貸をされていた時に関しましてはこちらの畑も一緒に入っただけの賃貸でありました。で、実態といたしましては畑の部分については無償ということだったので、今回賃貸借と使用貸借ということで契約が2本に分かれただけのものです。以上です。

会長 担当、島田代理。

島田代理 はい。只今、事務局から説明があった通りですけれども、図面としては〇〇番と〇〇番があって、〇〇番の地目が田の間に〇〇番の畑がはまり込んでという形になります。ちょっと分かりづらいんですけども、先ほどの補足なんですけれども、住宅地からまっすぐ伸びてるこの道路が、もと旧町道がありまして、そこに斜めにどちらも農地に属さない広いところがありますけど、新しく出てきた、何だろう、坂道で、のり面のところも広いのでこれだけ広がってる形で、先ほどちょっと説明を忘れたんですけども、13,000円というのは〇〇さんからの賃貸料と同じということで補足させていただきます。以上です。

会長 担当者の説明が終わりましたけれども、何かご意見ご質問ございませんか。

各委員 (ないとの声)

会長 無ければ決定いたします。続きまして、番号82番です。

土田主事 はい。それでは、82番です。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇外1名。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか6筆。合計面積が50,305㎡。こちらも貸借権設定で賃貸借の設定となっております。利用権の設定の期間につきましては令和3年2月26日から令和7年11月30日までの5年となっております。賃借料につきましては400,000円。反当価格につきましては田で10,000円ということとなっております。こちらの件ですが、この前の審議で出てきました解約の関係ですね。で、契約が3本にばらけているので、解約して満期の部分と合わせてまとめたというのが今回の契約になっております。以上です。

会長 担当、伴野委員。

伴野委員 はい。只今、事務局から説明があった通りでございます。昨年、持ち主の〇〇の〇〇さんが亡くなられ、今回、相続ということで今まで3件にあの分かれていた案件を統一する、そういった感じでございます。〇〇さんにおかれましては、後継者もおられ規模拡大に大変意欲的な方でございます。問題は無かろうと思っておりますけれども、審議のほどよろしく願いいたします。

会長 担当委員からの説明が終わりましたけれども、何かご意見ご質問ございませんか。

各委員 (ないとの声)

会長 無ければ決定いたします。続きまして、番号83番。

土田主事 はい。続きまして、83番です。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか5筆。合計面積が55,194㎡。こちらも貸借権設定の賃貸借の契約となっております。利用権設定の期間につきましては本日2月24日から令和5年11月30日の3年間となっております。賃借料につきましては666,380円。反当価格につきましては田で13,000円となっております。こちらの件なのですが、賃貸借の満期を迎えて今回また継続というところではあったんですけども、また1筆だけちょっと漏れている

という案件でして、図面といたしましては11ページをご覧いただきたいんですが、この中の〇〇と〇〇の間の〇〇という細い部分ですね。この部分が実際ほ場にはなっているけど、筆としては入っていなかったということで、その調整で新規に追加しただけの案件です。なので水張面積も特に変更はないので単純に契約上この筆を入れ混んだだけという意味での新規になります。

が、今後の考え方についてなんですが、ちょっとこういうふうに筆が漏れてるという案件は今までちょっとご説明させていただいた通り、少しずつ出てきてはいるので、今実際、ただ契約に関しては水張面積で契約している以上本人たちの金額等々については何ら変わりがないというか問題が無いというか部分になってきていてこれだけで新規っていうのもちょっと皆さんの頭こんがらがってしまうかなと思いますので、今後については、本当に水張面積が増えただとかそういう意味での増加のみ新規案件として取り扱わせていただこうと思っておりますので、今後、こういう案件につきましては、継続案件として処理をさせていただきたいと思います。以上です。

会長

担当、大柿委員。

大柿委員

はい。只今、事務局のほうで説明があった通りでございます。元々、新規案件ではなくてあの抜けてるという案件だったんですけれども、〇〇っていうのが当時、たぶん農道であったのだろうということで、このような恰好でちょっと幅広で残ってたんですけど、現実としては今は田として、農道が1本残ってるだけです。で、水張のほうも変わってないということで、ほぼ同様の状態なんですけれども、そのような状態であります。特段問題は無いと思いますけど、よろしく願いいたします。

会長

担当委員の説明が終わりましたけれども、何かご意見ご質問ございませんか。

各委員

(ないとの声)

各委員

無ければ決定いたします。続きまして、継続案件。84番。

土田主事

はい。それでは、継続案件は変更点のみご説明をさせていただきたいと思います。84番は変更はありません。続きまして85番と86番なんですけど、それぞれ土地が入り組んだ契約になっていたんで、ばらしてくっつけてということで、中で調整をしております。で、あとは変わった部分といたしましては10年から5年ということで、契約の期間がこちら10年から5年になっております。で、こちら10年の案件につきましては経営移譲年金の関係で10年の設定をしていたんですけれども、前回の契約の時点で2回目の10年の設定ということなので、年数の縛りが外れまして今回5年ということに変更をかけております。はい。で、続きまして、87番は変更ありません。続きまして88番ですが、変更点といたしましては、年数が7年から5年になったということが1つと反当価格が15,000円から13,000円にダウンしたというところになっております。で、続きまして、次のページですね。18ページの89番につきましては、こちらは新規というか、1部抜けただけではあるんですけども、管が壊れたということで持ち主の〇〇さんがこの1年で直すということなので1部ちょっと返してくれということで契約が抜けただけの案件となっております。はい。で、最後90番ですね。90番につきましては賃貸が2年から3年に延びております。以上です。

会長

継続案件ではございますけれども、何かご意見ご質問ございませんか。

各委員

(ないとの声)

会長

無ければ決定いたします。

【議案】 あっせん委員の指名について

会長	<日程第8> 議案第4号、あっせん委員の指名について。あっせん委員の指名は会長一任でよろしいでしょうか。
各委員	(良いとの声)
会長	それでは指名いたします。 島田代理、伴野委員、蒔田委員、岸本委員です。よろしくお願いいたします。

【その他】

会長	続きますして<日程第9> その他。
事務局	①3月総会の日程について ②道内研修(2泊3日)について
会長	以上を持ちまして、第2回農業委員会総会を閉会いたします。本日は大変お疲れさまでした。